全日OKINAWA ゆい

令和2年8月27日発行
All Japan
Real Estate Federation
Vol.30

INDEX

市長に聞く
知っておきたい成年後見
（こんな事例はどう考える②）
土地境界の確定・確認の仕方と問題点
新入会員の紹介
定時総会
理事会及び各委員会の動き

市長に聞く

子育て支援を充実させることで、人口の増加、定着に繋げていきたい

渡具知 武豊 × 土田 英明

名護市長

公益社団法人 全日本不動産協会沖縄県本部 本部長
公益社団法人 不動産保証協会沖縄県本部 本部長

市長に聞く

渡具知（とぐち） 武豊（たけとよ） × **土田（つちだ） 英明（ひであき）**

名護市長

公益社団法人 全日本不動産協会 沖縄県本部 本部長
公益社団法人 不動産保証協会沖縄県本部 本部長

土田本部長　8月1日に市政50周年を迎えられました。今後の名護市のまちづくり、地域での取り組みなどを伺いたいと思います。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

渡具知市長　1970年に名護、屋部、羽地、屋我地、久志の1町4村が合併し、名護市が誕生しました。今年で市政50周年ですが、これまで先人が作ってこられた50年を大事に受け継ぎ、さらに発展させていかなければならないと気を引き締めています。

土田本部長　市政運営の基本となる「第5次名護市総合計画」を策定されたとのことですが、特に注目すべき点は、どのようなことでしょうか？

渡具知市長　まずはこの先10年、どのように市政運営していくかが非常に大事だと考えています。ただ市政は行政機関だけで考えるものではありません。市民とのつながりが何よりも大切です。名護市は、「共生」、「自治」、「協働」の3つを大切なキーワードとして基本理念の中心に据えています。実際、総合計画の策定にあたっては、地域別にワークショップを開催し、市民からの意見を髄所に反映させています。名護市は、北部の中核都市であり、持続可能な都市を目指していますが、その実現には、市民との連携が不可欠なのです。

土田本部長　沖縄本島で最大面積の行政区ですし、地域によっても課題や要望も異なるでしょう。それをまとめあげるのは、大変なことでしたね。

渡具知市長　そうですね。どうしても人口は市街地に集中しますから、都市開発は重要ですが、人口減少地区へのアクセス強化やインフラ整備も重要課題だと思っています。名護市全体では、定住人口の目標を7万人としています。50年前は約4万人だったのが、現在は6万3000人余り。少子高齢化はどこの市町村でも進んでいますが、名護市では子育て支援を充実させることで、人口の増加、定着に繋げていきたいと考えています。現在すでに実施していますが、保育料、給食費の無償化、18歳以下の子どもの医療費無償化など、子育て世代の経済的負担軽減は公約でもありましたから、1年足らずで実現できたことは、本当に良かったと思っています。

土田本部長　定住人口を増やすための施策として、他にはどのようなことを計画されていますか？

渡具知市長　基本的には、教育環境の整備、例えば中高一貫校の設置を検討しています。交通の利便性の向上も図っていきます。現在建設中のトンネル工事も来年6月完成予定です。開通すれば、北部、東海岸へのルートは、かなりスムーズになると思います。加えて、基幹病院の整備も重要です。国に要請し、県とも協議を重ね、ようやく基本合意案がまとまったところです。医療体制の充実は、市民の安全・安心のための重要課題でしたから、新たな一歩を踏み出すことができます。

土田本部長　ライフライン、インフラの整備はコストも時間もかかりますが、着実に課題解決に向けて動いているのですね。

渡具知市長　そうですね。名護市だけではなく、周辺自治体、今帰仁村、本部町など北部の12市町村との連携も重要です。たとえば、「テーマパーク構想」は、今帰仁村との連携が欠かせません。具体化に向けての進捗は逐次確認していますが、これが実現すれば雇用創出の期待も膨らみます。

土田本部長　街の活性化という意味では、タピックスタジアム名護の完成も注目しています。

渡具知市長　5年ぶりに日本ハムファイターズがキャンプに戻ってきてくれました。現在のコロナ禍による社会情勢では、なかなか観光客誘致が

難しいところですが、スポーツコンベンションについては、今後も積極的に取り組んでいきます。大学、社会人野球チームの合宿も実現しています。今後はサッカー、ラグビー場の整備を進めていく予定です。現在の1面を2面に増設します。今年度実施設計に入り、令和4年の完成を目指しています。どうぞ、楽しみにしていてください。

土田本部長　名護はラグビーの強豪校がありますね。スポーツを通じての交流も盛んだと聞いています。子どもたちの成長にもいい影響がありそうですね。不動産業界としては、「宇茂佐の森」の区画整理事業にも注目しています。

渡具知市長　はい。換地も無事完了しました。近隣の屋部小学校の児童数も増えていまして、校舎を増設しましたが、それでは追いつかないぐらいです。移住されてこられる方も増えています。名護市の地価も上昇し、売れる土地がない、という話も聞きます。各地域で分譲住宅が増え、中にはすぐに完売という話もあるようです。以前なら、マンションを買うという感覚はなかったのですが、最近は大規模な分譲マンションの建設も進んでいます。自然が豊かで海も近く、美しい名護の街は、人気があるのでしょうね。

土田本部長　定住人口7万人も、早期に実現しそうですね。

渡具知市長　そう簡単に増えるとは思っていませんが、子育て世代への支援とともに、経済面、産業の活性化も同時に進める必要があります。従来の「金融特区」を平成26年に改組し「経済金融活性化特区」となり、対象となる産業が増えました。現在49社が参入し、1227名余りの雇用が生まれています。特区にはさまざまな税制上の優遇がありますが、それでも法人税の税収はかなり大きなものとなっています。これは、これまでの市長の時から企業誘致を積極的に行ってきた成果ですが、さらに参入企業を増やしていくことも検討しています。専門性を持った人材育成やシステムの整備が課題ではありますが、地元雇用につながるように、制度整備を進めているところです。名護湾沿岸部のまちづくり構想も長年の課題となっています。名護漁港や21世紀の森公園などは、複数の機能を持つスポットとしての再編も考えていますが、県との協議などもあり、市単独では進められないこともあります。老朽化した市民会館や給食センターの修繕、建て替えなども視野に入れています。こうした積み残しの事業については、もう先送りすることなく、具体化を進め、来年度には着手できるよう準備しています。

土田本部長　プロジェクトが盛りだくさんですね。こうした動きがあるなかで、新型コロナウイルスによる経済の落ち込みが大きなものとなっていますが、名護市の状況はどうですか。

渡具知市長　日本全国どこも苦しんでいます。飲食店や観光関連に限らず、小売業、個人事業主、あらゆる分野で皆さんが苦しんでおられます。もちろん、行政としては市民生活を支えるための施策、減免措置、給付などを行っています。ただ、新型コロナウイルスは長期戦になるでしょう。行政が事業者にあれこれ提案するのではなく、企業から、市民からの提案を受け入れ、その実現に向けることにも注力していくつもりです。総合計画策定でもそうでしたが、市民からの提案、意見は積極的に取り入れていく、それが行政の役割でもあると考えています。今後はオンライン会議が増えるでしょう。学校も児童1人に1台の端末を支給するという話もあります。もちろん予算があってのことですが、「とにかくやろう、ネットワーク網の整備を早くやろう」と、職員の意識が変わってきていることも実感します。

土田本部長　市長になられてからの取り組みは、名護市民にとって心強いものですね。本日はありがとうございました。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

平成30年に市長になられて、わずか2年で次々と公約を実行に移していく行動力。市長は、「おごることなく、目に見える形で公約を一つ一つ実現していきたい」とおっしゃる。ある調査によると、住みやすさランキングが沖縄11市の中で1位だったとのこと。今後のプロジェクトによって、ますます住みやすい街になる名護市に注目です。

知っておきたい成年後見（こんな事例はどう考える②）

よへな司法書士事務所
司法書士・行政書士　饒平名　孝（よへな　たかし）

事務所
所在地：沖縄県那覇市松山 1-30-1
松山アーバンビル 2F
TEL：098-860-6708

事例） 私には独り者の叔父がいます。叔父は3年前から認知症となり、それでもヘルパーに助けてもらいながらマンションで一人暮らしをしてきました。しかし、一人暮らしはもう無理です。親戚一同としては、叔父名義のマンションは売って、施設に入所させるのがよいだろうと考えています。売却はこちらに頼むつもりですが、叔父のマンションを売ることはできますか。

＊

不動産業の従事者が一番、出くわしそうなケースです。

叔父さん自身はもう判断も意思表示もできず、成年後見相当の状態である前提で検討します。

大事なのは、不動産登記の必要書類が形式的に揃えられるかではありません。家庭裁判所が重視するのは売却の必要性があるかです。必要性があるのなら家裁の審判は通り、所有権移転登記もできます。きちんと手順を踏みましょう。

当然、まず叔父さんに成年後見人をつける必要があります。

さらに、叔父さんにとってこのマンションは「自宅」なので、就任した成年後見人が「成年被後見人の居住用不動産処分の許可審判申立」を行わなくてはなりません。

後見人が被後見人に代わって被後見人の自宅建物や敷地を処分するには、家裁の許可を得なければなりません（民859の3）。それが成年被後見人の居住用不動産処分の許可審判申立です。

以下、この許可審判申立を念頭に解説しますが、その前段となる後見人選任申立書の中でも不動産の売却予定は書きますし、家裁が判断をするポイントになります。

事例のケースで売却ができるか否かですが、事例に書かれている内容だけでは、どちらとも言えません。

家裁が検討するのは、①処分の必要性、②本人の生活・身上監護状況、③本人の意向、④処分の条件の相当性、です。

②では本人が施設から自宅に戻る可能性などが、③では本人や周辺の援助者の意見が検討されますが、叔父さんが一人暮らしは無理で、施設に入らざるを得ず、現預貯金が乏しく、マンションを売らなくては施設に入るための資金が出せないというのなら、家裁は売却を許可することになるでしょう。

つまり①次第のところがあり、マンションを売る必要性があるのなら、成年後見の審判も、不動産処分の許可審判も、まず通ります。

④の相当性とは、売却価格が適切かなどということです。

居住用不動産処分の許可審判は、売却しなくてはならないだろうかと、漠然と考えているくらいの段階では許可されません。申立書には、添付書類として、誰にいくらで売るつもりなのか分かる売買契約書案もつけるのが一般的です。つまり、ある程度まで具体的な売却計画が先行しているのが普通です。

なお、居住用不動産処分の許可を得ずにした売買は無効とされます。取引の安定性や買主の権利よりも、成年被後見人の保護が優先されます。

登記所に所有権移転登記を申請する際には、「居住用不動産処分の許可審判書」を添付します。

成年後見人が処分の許可を受けずに契約し、移転登記までしてしまった場合、登記所にその不動産が居住用であると分からなかったならば、移転登記が通る可能性がありますが、事後にそれが発覚すれば取引は無効とされ、仲介業者も買主から責任を追及されるのは必至となるでしょう。

土地境界の確定・確認の仕方と問題点

宮城朝光土地家屋調査士事務所
土地家屋調査士　宮城（みやぎ）　朝光（ちょうこう）

事務所
所在地：沖縄県那覇市泉崎 2-13-10-3F
TEL：098-834-8208

土地の境界問題をお話しするにあたり、まず沖縄における公図や地図のことについて話したいと思います。本土の公図は明治6年から14年にかけての地租改正時にできた公図からだと思いますが、沖縄においては、明治12年から廃藩置県により沖縄県となったが明治36年までは旧慣温存政策がとられていました。土地の所有と地租をとるための準備として、明治32年に沖縄土地整理法を制定し明治36年にかけて公図が出来上がりました。しかし、宮古・八重山地域を除いて公図・公簿のほとんどが去る大戦において焼失しました。戦後は昭和21年に土地所有権認定事業が実施され一応の地籍整備がなされましたが、その成果は拙速的に作成されたため、不正確で不備欠陥の多い公図、公簿となっており、そのため琉球政府はより正確なものを作るため昭和32年に国土調査法を母体とした土地調査法を制定して昭和35年から地籍調査を積極的に推進し、更に昭和47年の復帰後は国土調査法に基づいて継続して地籍調査を実施してまいりました。

一方、国土調査法による地籍調査が困難な米軍基地を含む位置境界が不明な地域は、昭和52年に「沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法」が制定され、集団和解方式により大部分の地域の地籍が確定されました。以上の地籍調査により作成された「地籍図」はその写しが法務局に送付され、不動産登記法第14条地図として備え付けられております。出来上がった地籍図の中でも、特に昭和35年から昭和47年頃にかけて作成された地籍図は全体の70％もあり、誤差も限度ぎりぎりのものが多数見受けられます。また、当時使用した三角点（測量基準点）を国土地理院が改測したところ最大で50センチ程のずれが確認されています。そのような測量基準点をもとに作成された地籍図を正確に読み取り精度の高い測量で地図上の境界を復元することは図面の持っている誤差ごとに復元することになり新たに境界トラブルを増やすことになりかねません。

私の聞いた話では、不動産業者や測量事業者は所有権認定事業に伴う旧公図（台帳付属地図）を未確定図と表現していて、国土調査法の手法で作られた地籍図を確定図と表現していました。国土調査法による図面の名称は地籍図であり、土地区画整理法と土地改良法による図面の名称は確定図と言われています。これはあくまでも呼称であります。これらの国土調査による地籍図が確定図と一般的に呼ばれ、基準点から測量すれば復元することもできました。しかし、当時の地籍図は場所や測量した業者により精度にばらつきがあり、誤差の大きな図面が多く、そのような図面を正確に読み取り、最新の測量機（GPS）等で現地に正確に復元することによるトラブルも多くありました。何故かというと国土調査による地籍図は現在見ることのない平板測量という測量方法で作成されていて、現地の図根点に平板という測量器を置き、視準孔から目標を見て定規で直接計測した距離を縮尺に合わせて作図するやり方で作られています。縮尺も500分の1、1000分の1に縮小して作図する関係上、500分の1の図面では図面上の0.2ミリが現地では10センチになります。1000分の1の図面では0.2ミリが20センチです。また1～2キロ離れた測量基準点から現地に図根点を移動して設置するときにも誤差が認められており、一般的に地籍図の筆界点の位置誤差（公差）は45センチ（甲3）から75センチ（乙1）が認められています。したがって公図の境界を正確に読み取り、正確に復元測量しても15センチから20センチの厚さのブロック塀が何処の

土地に入っているかまで判断できる精度はありません。したがって、敷地境界の確定には隣接地主の立ち合いによる協議が必要になります。

これは、法務局に地図として備え付けられたとしても、「地図は地籍調査の成果として当該土地について、その形状、位置関係等の事実状況の把握を目的とするものに過ぎず、これによって実体的に土地の権利関係、境界等を確定する効力を有するものでないから、これまた、当該土地の権利者である国民の具体的権利関係等に直接影響を及ぼすものとは言えない。」(前橋地判、昭60.1.29)という判例もあるように公図は絶対的な境界を示しているわけではありません。極端な例を示すと、昭和45年頃に地籍図を作った場所に当時のブロック塀が屋敷囲いとして残っており、そのブロック塀の外枠にペンキで印をつけて測量し地籍図が出来上がった現場を、今現在地籍図を正確に読み込んで復元測量をした場合にブロック塀より30センチ～40センチずれるということは、よくあることです。だからと言って、昔確認したブロック塀を取り壊すということは明らかに間違いであるので、公差の限度であれば昔の現況に合わせていくことになります。測量をする場合にこのような判断ができなくて、ブロック塀を取り壊させたという話も聞きます。そういうことにならないためにも専門家である土地家屋調査士の協力を得て、隣接地所有者と協議の上境界標を設置し将来の境界トラブルを未然に防ぐようにしましょう。

重要

全日ステップアップトレーニング

eラーニングで改正民法を学ぼう!

いつでも、どこでも学べる「eラーニング」。スキルアップはラビーネットから!

eラーニングContents【民法改正解説編】

[売買編] 民法改正が売買実務に及ぼす影響
第1章　民法の債権法改正の概要
第2章　民法改正が売買実務に与える影響の概要
第3章　手付解除
第4章　危険負担
第5章　契約不適合責任(瑕疵担保責任)
第6章　債務不履行

[賃貸編] 民法改正が賃貸実務に及ぼす影響
第1部　民法の債権法改正の概要
第1章　債権法改正総論
第2章　改正法の施行日(適用対象の契約)
第2部　民法改正が賃貸実務に与える影響
第1章　賃貸建物の一部滅失等による賃料減額
第2章　敷金(保証金)
第3章　修繕
第4章　原状回復
第5章　不動産賃貸借と保証人

※eラーニングはインターネットを利用したWeb研修です。動画を安定して閲覧できる環境でご利用ください。

保証のお知らせ

一般保証制度のご案内

●法人代表者の個人保証（連帯保証）が不要

法人会員が初めて一般保証制度を申し込む場合でも「法人代表者の個人保証（連帯保証）」が必要ありません。

●お客様の署名押印が不要

当制度の申込みの際、お客様（被保証者）の署名押印が不要であるため、申込みまでの作業・時間が省略できます。

●一般保証制度登録制に登録すると、以下のメリットがあります

・一般保証登録宅建業者であることが保証協会のホームページで一般公開される。
・登録証、ステッカーが交付される。
・自社の物件広告等において、制度が利用できる広告表示が可能になる。
・一般保証制度の利用の申込みの際、法人の登記事項証明書の提出が免除される。

手付金保証制度・手付金等保管制度のご案内

手付金保証制度

売主・買主ともに一般消費者で、会員が流通機構登録物件を客付媒介する売買契約において、買主が売主に支払う手付金を万一のために保全（保証）する制度です。

手付金等保管制度

会員が自ら売主となる完成物件の売買契約において、受領する手付金等の額が 売買代金の10%または1,000万円を超え、売主会員に保全義務が生じる場合に（宅建業法41条の2）、当協会が売主会員に代わって手付金等を受領し、物件の登記、引渡しがあるまで保全（保管）する制度です。

■ 制度の詳細
（公社）不動産保証協会ホームページ（会員専用ページ）

■ 制度に関するお問い合わせ
（公社）不動産保証協会 総本部事務局
TEL.03-3263-7055

■ 制度の申込み窓口
所属の地方本部事務局

弁済制度について

会員業者と宅地建物取引をしたお客様が損害を受け、苦情の解決が困難な場合には、当協会がその債権を認証することで、被害相当額（上限あり）の払い渡しを受けることができます。

※各事案の詳細はホームページ（会員専用ページ）内の【保証だより】に掲載されております。

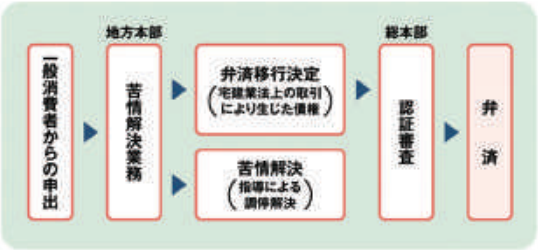

（公社）不動産保証協会ホームページ ▶▶ 不動産保証協会 検索

一般保証制度の他、法定研修会、弁済業務、各種保全制度など、保証協会の各種情報が掲載されております。

新入会員の紹介 入会月：令和2年4月～6月 New Member

安里駅前不動産（株）
代表者／取引士：
山城　美和
住　所：那覇市安里 2-6-35
TEL：098-860-7110
FAX：098-860-7156
趣味：食べ歩き
セールスポイント：迅速かつ丁寧な対応を心がけております

サービス産業
代表者：我那覇　生一
取引士：米須　勝
住　所：那覇市安謝 253-3 我那覇住宅
TEL：098-864-2687
FAX：098-863-6293

グリーンオフィスサービス
代表者／取引士：野中　力太
住　所：那覇市山下町 22-25
サンフラワー山下 101
TEL ／ FAX：098-995-7350

U- アセット
代表者／取引士：金城　俊也
住　所：宜野湾市伊佐 3-15-12
TEL：098-943-3596
FAX：098-943-3597

（株）サンライズ
代表者：川平　文子
取引士：吉田　栄一
住　所：沖縄市中央 1-12-8
TEL：098-921-1822
FAX：098-921-1823

（株）grain
代表者：大隈　恵理沙
取引士：遠藤　冬樹
住　所：浦添市前田 3-2-9
セゾンライト 201
TEL：098-988-1165
FAX：098-988-1167

ファーブル住宅
代表者／取引士：赤嶺　良治
住　所：宜野湾市野嵩 1-45-12
宮城アパート 1F
TEL：098-962-8662

プライムホームズプロジェクト（株）
代表者／取引士：中眞　直樹
住　所：沖縄市比屋根 3-1-12
TEL：098-933-0420
FAX：098-933-0428

（株）デザインリゾート沖縄
代表者：小濱　文吾
取引士：知念　良樹
住　所：那覇市字大道 169-4
コーポ花城 B1F
TEL：098-988-1440
FAX：098-988-1441

（株）Trust Group
代表者：比嘉　尊
取引士：大城　雄志
住　所：沖縄市上地 2-20-34 1F
TEL：098-988-7180
FAX：098-988-7181

（株）MIYABI
代表者／取引士：安喜　正満
住　所：那覇市曙 2-27-2 201
TEL：098-884-8478

（同）トミーズエステートサービス
代表者：富原　辰徳
取引士：富原　彰
住　所：那覇市美原 1-4-30
TEL：098-831-7277
FAX：098-832-2535

（同）オクマ商事
代表者／取引士：奥間　千尋
住　所：嘉手納町字水釜 195
TEL：098-959-7821
FAX：098-901-7889

（株）みらいパートナーズ
代表者／取引士：上原　剛
住　所：那覇市天久 1-11-5
ユイマールセンター銘苅 210 号室
TEL：098-943-6225
FAX：098-943-6235

（株）キーオーシャン
代表者：岸　智之
取引士：細野　真広
住　所：那覇市壷川 2-7-14 上運天ビル 101
TEL：098-851-9954
FAX：098-851-9972

（株）Makana House
代表者：新屋　音
取引士：崎山　創
住　所：北谷町字伊平 421-7 大松ビル 301
TEL：098-959-2734

（株）天和
代表者／取引士：QIU YANG
住　所：宜野湾市大山 6-8-1
エヌエイチオフィスビル 3F
TEL：070-1949-1982
FAX：098-988-9016

やがじ不動産
代表者／取引士：座間味　眞
住　所：名護市字屋我 255
TEL：0980-52-8484
FAX：0980-52-8484

（株）アルチェハウジング
代表者：渡口　良治
取引士：本間　亨
住　所：那覇市牧志 2-21-16 1F
TEL：098-917-0202
FAX：098-917-0203

（株）青葉総合開発
代表者：丸山　真弓
取引士：冨永　梨加
住　所：那覇市金城 5-12-15
Liebe NR 103 号室
TEL：098-955-1665

（株）明光不動産
代表者／取引士：知念　奈津美
住　所：西原町上原 2-12-4
TEL：098-943-5723
FAX：098-943-5724

グランドアーク（株）
代表者：砂川　メイ子
取引士：仲里　佑也
住　所：沖縄市池原 2-1-3
TEL：098-988-7558
FAX：098-993-7397

サンマルク不動産（株）
代表者／取引士：天谷　紘二
住　所：宮古島市下地字上地 628-32
TEL：0980-79-7309
FAX：050-3457-7309

令和２年度５月15日（金）定時総会

今年度開催を予定しておりました沖縄県本部定時総会は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により大規模集会等の自粛が求められたこと、またその収束の見通しが立たないことなどから、議案書の送付をもって定時総会の開催とさせていただくこととといたしました。以下の通りご報告いたします。

【公益社団法人 全日本不動産協会沖縄県本部 第15回　定時総会】

■報告事項

- 令和元年度事業活動報告に関する件
- 〃　決算報告に関する件
- 〃　監査報告に関する件
- 令和２年度事業活動計画に関する件
- 〃　収支予算に関する件

【公益社団法人 不動産保証協会沖縄県本部 第15回　定時総会】

■報告事項

- 令和元年度事業活動報告に関する件
- 〃　決算報告に関する件
- 〃　監査報告に関する件
- 令和２年度事業活動計画に関する件
- 〃　収支予算に関する件

【一般社団法人 全国不動産協会沖縄県本部　第１回　定時総会】

総正会員数384名　定足数192名のうち、議決権行使によるもの209名

■報告事項

- 令和２年度事業計画に関する件
- 〃　収支予算に関する件

■決議事項

第１号議案　沖縄県本部役員の選任に関する件（任期１年）
①理事７名の選任
②監事２名の選任
審議結果　賛成207名　否認２名

第２号議案　総本部代議員５名の選出に関する件（任期１年）
審議結果　賛成207名　否認２名

理事会及び各委員会の動き（令和２年４月～７月）

4月

16日　令和元年度　決算監査

5月

15日　第15回　定時総会（書面評決）

6月

12日　取引相談委員会
沖縄県本部　理事会
16日　弁護士無料法律相談会
19日　（一社）九州不動産公正取引協議会　社員総会
26日　総本部　定時総会（書面評決）

7月

9日　不動産無料相談
14日　開業個別相談会
15日　流通推進委員会
21日　弁護士無料法律相談会
27日　会報誌　名護市長　取材

開業キャンペーン

入会諸費用20万円減額中!!

令和2年
12月31日まで

あなたの開業計画を（公社）全日本不動産協会沖縄県本部がサポートします

全国47都道府県をカバーしている（公社）全日本不動産協会だから将来の事業展開も安心です！

キャンペーン期間中なら入会費用の負担を軽くして独立開業!　20万円の負担軽減

入会のご案内

【開業までの流れ】

入会書類は直接お渡しの他、郵送・宅配等（送料不要）でもお送りできます。

（あなた）
開業予定者
↓
協会事務局相談
→ 県庁へ「免許申請」 → 審　査 → 免許番号の通知
→ 協会への加入申込 → 入会審査 → 承　認
→ 入会金・年会費等の入金（弁済業務保証金 分担金納付書の発行）
→ 免許証の交付
→ 開業指導・相談
→ 営業開始

詳細はweb、または（公社）全日本不動産協会沖縄県本部までご連絡下さい。

全国へ家賃保証をお届けします。

Zenhoren

賃貸ライフの頼れるパートナー
全保連株式会社

沖縄本社／〒900-8608 沖縄県那覇市字天久 905　TEL.098-866-4901
東京本社／〒160-8373 東京都新宿区西新宿 1-24-1 エステック情報ビル 16F　TEL.0570-098-999

加盟団体：公益財団法人日本賃貸住宅管理協会　一般社団法人全国賃貸保証業協会　NPO法人NORS
https://www.zenhoren.jp/

全日 OKINAWA ゆい Vol.30
発行所（公社）全日本不動産協会沖縄県本部　広報委員会　〒900-0015　沖縄県那覇市久茂地 3-1-1　日本生命那覇ビル 9 階
電話 098（867）6644　FAX 098（867）6671　URL http://okinawa.zennichi.or.jp/　印刷（有）福琉印刷